

岐阜県公報

号 外 (二) 平成二十四年十二月二十七日

目次

監査委員告示

- 定期監査の結果に関する報告の公表
- 財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表

(監査委員) 一
(同) 六

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項及び第四項の規定により平成二十四年十一月一日から同年十一月三十日までに執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十四年十二月二十七日

岐 阜 県 監 査 委 員 藤	岐 阜 県 監 査 委 員 石	岐 阜 県 監 査 委 員 鵜	岐 阜 県 監 査 委 員 森	岐 阜 県 監 査 委 員 小
	井	飼		川
良	直		正	恒
寛	子	誠	弘	雄

第1 監査実施機関数

監査実施機関数				監査結果件数			
知事直轄		指摘あり	指導あり		指摘事項	指導事項	本課検討事項
知事直轄	1	0	0	0	0	0	0
総務部	1	1	0	1	1	0	0
総合企画部	—	—	—	—	—	—	—
環境生活部	—	—	—	—	—	—	—
健康福祉部	1	0	0	0	0	0	0
商工労働部	—	—	—	—	—	—	—

農 政 部	1	0	1	1	0	1	0
林 政 部	—	—	—	—	—	—	—
県 土 整 備 部	3	0	1	2	0	2	0
都 市 建 築 部	1	0	0	0	0	0	0
さぶ清流国体推進局	—	—	—	—	—	—	—
振 興 局	2	0	1	1	0	1	0
教 育 委 員 会	22	7	4	20	9	11	0
警 察 本 部	5	0	3	4	0	3	1
そ の 他	2	0	0	0	0	0	0
合 計	39	8	10	29	10	18	1

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認めた事項
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
 - ・ 本課検討事項 現地機関を所管する課に対して、検討を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。
「—」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、18機関において、10件の指摘事項、18件の指導事項及び1件の本課検討事項が認められたので、監査対象機関に対し是正、改善又は必要な検討などの措置を講じるよう求めた。

1 知事直轄（1機関）

実施機関名	実施年月日
消防学校	平成24年11月28日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 総務部（1機関）

実施機関名	実施年月日
自動車税事務所	平成24年11月21日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
自動車税事務所	指摘事項	自動車販売機設置に係る家屋貸付料の収入事務において、年度当初に行うべき貸付料1件1,849,050円の調定が1か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。

3 健康福祉部（1機関）

実施機関名	実施年月日
多治見看護専門学校	平成24年11月28日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

4 農政部（1機関）

実施機関名	実施年月日
岐阜家畜保健衛生所	平成24年11月28日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
-------	-----	-----

指導事項	公務中に車両等を損傷させた1件のき損事故について、修繕料246,214円が支払われていたので、職員のき損事故防止について一層の徹底を図らねたい。
岐阜家畜保健衛生所	

5 県土整備部（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
大垣土木事務所	平成24年11月14日	揖斐土木事務所	平成24年11月16日
東海環状自動車道事務所	平成24年11月28日		

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
揖斐土木事務所	指導事項	ぎふ・リバーブリーダー事業実施に伴う河川維持業務委託料の支出事務において、委託先から提出された完了届及び請求書を放置し、完了届年月日及び請求年月日からそれぞれ139日後に受理手続を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
		道路管理上の1件の事故について、損害賠償金1,232,438円が支払われていたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

6 都市建築部（1機関）

実施機関名	実施年月日
西濃建築事務所	平成24年11月14日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

7 振興局（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃振興局	平成24年11月14日	西濃振興局揖斐事務所	平成24年11月16日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
西濃振興局	指導事項	不用品の売払いに係る収入事務において、収入の原因となる契約に係る決裁で売却予定価格を定めるべきところ定めていなかったため、今後は適正に処理されたい。

8 教育委員会（22機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
加納高等学校	平成24年11月21日	羽島北高等学校	平成24年11月21日
岐阜総合学園高等学校	平成24年11月21日	岐阜農林高等学校	平成24年11月28日
岐阜工業高等学校	平成24年11月21日	加茂農林高等学校	平成24年11月28日
多治見高等学校	平成24年11月28日	多治見北高等学校	平成24年11月28日
瑞浪高等学校	平成24年11月28日	恵那南高等学校	平成24年11月28日
恵那農業高等学校	平成24年11月28日	中津高等学校	平成24年11月28日
坂下高等学校	平成24年11月28日	益田清風高等学校	平成24年11月28日
斐太高等学校	平成24年11月28日	飛騨高山高等学校	平成24年11月28日
飛騨神岡高等学校	平成24年11月28日	華陽フロンティア高等学校	平成24年11月21日
東濃フロンティア高等学校	平成24年11月28日	飛騨特別支援学校	平成24年11月28日

飛騨特別支援学校
下呂分校

平成24年11月28日

飛騨特別支援学校
高山日赤分校

平成24年11月28日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
加納高等学校	指導事項	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
羽島北高等学校	指導事項	特殊勤務手当の支給事務において、事務処理の誤りにより、教育職員手当 1 件2,400円が過払いになっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜総合学園高等学校	指導事項	高等学校入学検査料に係る収入証紙の取扱事務において、消印が行われていなかったので、今後は適正に処理されたい。
		旅費の支出事務において、同一行程の 4 件の旅行について、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、2,200円が過払いになっていたほか、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、840円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	不用品の売払いに係る収入事務において、収入の原因となる契約に係る決裁の手続をせず売却していたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜農林高等学校	指導事項	旅費の支出事務において、宿泊料定額を超える部分に相当する額の宿泊料を支給したことにより、1 件3,200円が過払いになっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やか

加茂農林高等学校	指導事項	に措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
		公務中の草刈機操作に伴う石の飛散により、隣接地に駐車中の自動車を損傷させた 1 件のき損事故について、損害賠償金66,087円が支払われていたため、職員のき損事故防止について一層の徹底を図られたい。
		自動販売機の設置に係る貸付料の収入事務において、収入科目を土地賃付料とすべきところ家屋賃付料としているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
		建設工事に係る契約事務において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づき入札・契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
		校舎窓保護ネット他整備工事の契約事務において、会計規則に定める契約書の標準書式をそのまま使用したことにより、契約条項が重複するなど、記載内容に不備がみられたため、今後は適正に処理されたい。
恵那農林高等学校	指導事項	旅費の支出事務において、次の不適正な事務処理が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
		1 合理的かつ経済的な方法により旅費を計算しなかったことにより、1 件19,369円が過払いとなっていた。
		2 旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、1 件3,790円が支払不足となっていた。
中津高等学校	指導事項	自動販売機の設置に係る電気料金の収入事務において、立替私を行った電気料金を算定する際に基本料金を含めていなかったことにより、8 件17,526円を過少に徴収していたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
益田清風高等学校	指導事項	印刷機スーター・インク購入に係る単価契約事務において、平成22年5月1日から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づき、

飛騨高山高等学校		契約書及び特記仕様書に係る条文等を記載すべきところ記載されていなかったため、今後は適正に処理されたい。
		物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま売却しているものがあったため、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	旅費の支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1件の旅行について、用務先から宿泊地への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1,100円が過払いとなっていたほか、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、240円が支払不足となっていた。 2 鉄道賃に係る団体割引を適用して旅行したにもかかわらず、旅費の計算上は適用しなかったことにより、3件2,460円が過払いとなっていた。
飛騨神岡高等学校	指摘事項	旅費の支出事務において、1件の旅行について、用務先から宿泊場所への交通費が発生していないにもかかわらず旅行諸費を支給したことにより、1,100円が過払いになっていたほか、旅行行程を誤ったまま精算を行ったことにより、270円が支払不足となっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 新聞購読に係る平成22年度の消耗品費の支出事務において、債権者でない第三者に支払いを行ったことにより、債権者に対する1件17,961円の支払いが83日遅延するとともに、遅延利息100円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。
華陽フロンティア	指導事項	合併浄化槽保守点検業務委託に係る契約事務において、平成22年5月1日から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づき、契約書及び特記仕様書に係る条文等を記載すべきところ、このうち、特記仕様書への記載がなされていたため、今後は適正に処理されたい。

ア高等学校	奨励費補助金の2件の支出事務において、補助金の支出負担行為の決定は当校事務処理規程に基づき所属長（校長）決裁とすべきところ事務長決裁としていたため、今後は適正に処理されたい。
-------	---

9 警察本部（5機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
多治見警察署	平成24年11月28日	恵那警察署	平成24年11月28日
下呂警察署	平成24年11月28日	高山警察署	平成24年11月28日
飛騨警察署	平成24年11月28日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
多治見警察署	指導事項	公務中の4件の交通事故について、損害賠償金1,277,217円及び修繕料350,983円（うち相手方負担分46,819円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
高山警察署	指導事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金71,583,200円及び修繕料26,250円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
飛騨警察署	指導事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金370,354円及び修繕料55,744円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

高山警察署ほか警察本部における平成24年度の定期監査実施機関のうち19機関の監査の結果、所管課である監察課に対して、次のとおり検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
-------	-----	-----

監察課	本課検討事項	定期監査においては、公務中における職員の交通事故で、県に損害を与えたものについて、示談の成立等により解決に至った場合に、指導事項として、職員の交通事故防止の一層の徹底に向け、各対象機関の長に対し是正又は改善の措置を講じるよう要請している。 平成24年度に警察本部各機関に対して定期監査を執行した結果、指導事項の対象とした交通事故（緊急走行に係るものを除く）の件数は30件（20機関）であり、平成22年度の29件（17機関）、平成23年度の29件（18機関）とほぼ同件数で推移している状況にあった。 また、この中には、高山警察署管内で平成21年度に発生した人身及び物損事故（損害賠償金71,457,510円）、山県警察署管内で平成23年度に発生した人身及び物損事故（損害賠償金2,330,980円）など、相手方に重大な被害を及ぼすとともに、県に多大な損害を与えた交通事故も含まれていた。 さらに、損害賠償金額決定の専決処分に係る県議会への報告を見ても、平成24年度も依然として相当数の事故が発生している状況である。 職員の交通事故に係るこれまでの監査結果に対しては、警察本部各機関から、朝会等における上席者による再発防止指導、運転技能の個別指導等、それぞれ是正又は改善の措置を講じた旨の通知を受けているところである。 こうした取組みにもかかわらず、前記のとおり警察本部全体の交通事故件数に改善が見受けられないほか、事故の相手方及び県に重大な被害及び多大な損害を与えた交通事故が複数発生しており、交通安全教育、交通指導及び交通取締り等を所管し、指導する立場にある警察本部に対して県民の信頼が損なわれることが懸念される。 警察本部監察課においては、公務中における職員の交通事故の実態を踏まえ、警察本部全体としての具体的な事故防止の措置を講じることを検討された。
-----	--------	---

10 その他（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会西濃地方事務局	平成24年11月14日	選挙管理委員会揖斐地方事務局	平成24年11月16日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県揖斐郡笠置町長 三上 洋一

岐阜自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定により平成二十四年十一月七日及び同年十一月八日に執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十四年十一月二十七日

岐阜県揖斐郡笠置町長 三上 洋一
岐阜県揖斐郡笠置町長 森 正
岐阜県揖斐郡笠置町長 藤 隆
岐阜県揖斐郡笠置町長 石 井
岐阜県揖斐郡笠置町長 直 良

第1 監査実施団体数

区 分	監査実施団体数	団体監査結果件数		所管機関監査結果件数			本課検討事項
		指摘事項	指導事項	所管機関指摘事項	所管機関指導事項		
U-29 出資・出捐団体	1	1	1	0	2	2	0
補助金等交付団体	—	—	—	—	—	—	—
指定管理者	2	1	1	0	3	1	2
合 計	3	2	2	0	5	3	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認めた事項
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項

- ・ 所管機関指摘事項 指摘の対象が、所管機関である事項
 - ・ 所管機関指導事項 指導の対象が、所管機関である事項
 - ・ 本課検討事項 団体を所管する本課に対して、検討を求める事項
- 「―」は、監査未実施を示す。

第 2 監査結果

監査の結果、2 団体において、2 件の指摘事項が認められた。
4 所管機関において 3 件の指摘事項、2 件の指導事項が認められたので、監査対象団体及び所管機関に対して是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 出資・出捐団体 (1 団体)

実施団体名	実施年月日
財団法人世界遺産 白川郷合掌造り保 存財団	平成24年11月 7 日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。
ア 監査対象団体

団 体 名	区 分	内 容
財団法人世界遺産 白川郷合掌造り 保存財団	指摘事項	契約事務において、財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団会計規則（以下「財団規則」という。）では、契約の締結に関して白川村会計規則（以下「村規則」という。）を準用することとしているが、白川村では白川村契約規則（以下「村契約規則」）を別に定めており、当該財団においても村契約規則に基づき契約事務を行っているので、契約事務の実

態に合わせて財団規則を適正に整備されたい。

イ 所管機関

機 関 名	実施団体名	区 分	内 容
観光課、社会教育文化課	財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団	指摘事項	財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団（以下「財団」という。）の契約事務において、財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団会計規則（以下「財団規則」という。）では、契約の締結に関して白川村会計規則（以下「村規則」という。）を準用することとしているが、白川村では白川村契約規則（以下「村契約規則」）を別に定め、財団においても村契約規則に基づき契約事務が行われており、契約事務の実態に合わせた財団規則の整備が行われていないので、今後は契約事務が適切に行われるよう当該財団に対する指導・監督の強化を図られたい。

2 指定管理者 (2 団体)

実施団体名	施設名称	実施年月日
奥飛騨自然・文化協議会	岐阜県飛騨・北アルプス自然文化センター	平成24年11月 8 日
飛騨コンソーシアム	飛騨・世界生活文化センター	平成24年11月 7 日

【監査の結果】

次のとおり指摘及び指導する事項があった。
ア 監査対象団体

団 体 名		区 分	内 容	
興飛驒自然・文化協議会		指導事項	経理事務において、岐阜県飛驒・北アルプス自然文化センター管理運営協定書及び岐阜県飛驒・北アルプス自然文化センター管理運営業務仕様書（以下「協定書等」という。）に基づいて適正な経理事務を行うべきところ、次の不適正な事項が認められたので、協定書等を遵守するとともに、今後は適正な事務処理を行われない。 1 協定書等に基づき経理規程を定め経理事務を行うべきところ、経理規程が制定されておらず、会計帳簿類も作成されていなかった。 2 平成23年度業務報告書で報告している決算額について、証拠書類により確認可能な助成金収入等一部項目を除き、決算額との突合ができなかった。 3 現金管理について、現金出納簿等の帳簿類が作成されておらず、また、有料散策会開催時に参加者から現金を徴収していたが、領収証を発行していないものがあつたことなどから、現金管理の状況が確認できなかった。	

イ 所管機関

機 関 名	実施団体名	区 分	内 容
清流の国さぶづくり推進課	興飛驒自然・文化協議会	指導事項	指定管理施設の経理事務において、指定管理者は岐阜県飛驒・北アルプス自然文化センター管理運営協定書及び岐阜県飛驒・北アルプス自然文化センター管理運営業務仕様書（以下「協定書等」という。）に基づいて適正な経理事務を行うべきところ、次の不適正な事項が認められた。 指定管理者の業務実施状況については、業務報告書で報告されている決算額の一部について確認しているものの、決算額との突合や現金管理の状況が確認できない状況にあるので、指定管理者の協定書等を遵守させるとともに、

人づくり文化課	飛驒コンソーシアム	指導事項	今後は適正な事務処理が行われるよう当該指定管理者に対する指導・監督の強化を図らねたい。 1 協定書等に基づき経理規程を定め経理事務を行うべきところ、経理規程が制定されておらず、会計帳簿類も作成されていなかった。 2 平成23年度業務報告書で報告している決算額について、証拠書類により確認可能な助成金収入等一部項目を除き、決算額との突合ができなかった。 3 現金管理について、現金出納簿等の帳簿類が作成されておらず、また、有料散策会開催時に参加者から現金を徴収していたが、領収証を発行していないものがあつたことなどから、現金管理の状況が確認できなかった。
			岐阜県飛驒・北アルプス自然文化センター管理運営協定の締結において、指定管理者の指定に係る暴力団排除に関する措置要綱に基づき、当該指定管理者が暴排措置対象法人等に該当した場合には指定を取消す旨の規定が定められていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 飛驒・世界生活文化センターの管理に係る基本協定の締結において、指定管理者の指定に係る暴力団排除に関する措置要綱に基づき、当該指定管理者が暴排措置対象法人等に該当した場合には指定を取消す旨の規定が定められていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。